

特定健診の申込はお済みですか？

今年4月に特定健診の受け付けを始めましたが、申し込みはお済みでしょうか。
未提出の方をはじめ、転入や社会保険離脱で国保にご加入の方(40～74歳)は、ぜひ申し込みをお願いします。
受診希望の方は、申込書を配付しますので6月28日までに町保健センターへおいでください。



特定健診は自己負担が1,000円で、診察、身体測定、血圧・血液・尿・眼底・心電図検査を行います。健診日程や内容など詳しくは町保健センターまでお問合せください。

☎ 282-1602

保険税は、3つの要素の合計額

医療保険分	医療分は、国保の方が病院を受診したときの医療費に使われます。 病気になってお医者さんにかかる場合、70歳未満の方は「3割負担」なので、例えば、1万円の医療費の場合、皆さんは病院で3千円を支払うこととなります。 この場合、残りの7千円を国保が病院へ支払うこととなるのです。 このように、 <u>医療保険分の保険税は、病院への支払いのためのものとなっています。</u>
後期高齢者支援金分	<u>後期高齢者支援金分は、75歳以上の「後期高齢者医療制度」を支援するためのものです。</u> 後期高齢者医療制度は、平成20年度からスタートしており、そのときに後期高齢者支援金分も新設されました。支援金分は、国保から専門機関を通じて後期高齢者医療保険に支払われています。 ※後期高齢者医療制度のお金の約4割は、この支援金によって賄われています。
介護納付金分	<u>介護納付金分の保険税は、40歳から64歳までの方が納めます。</u> 介護分は、国保から専門機関を通じて、介護保険のために支払われます。 ※介護保険制度のお金の約3割は、この納付金より賄われています。

改正に伴う家計への影響をモデルケースでお示します

A世帯		B世帯		C世帯	
40代夫婦+子供2人 ●世帯年間所得 233万円 (課税標準額200万円) ●固定資産税額 無		65歳以上1人 ●世帯年間所得 国民年金76万円 (課税標準額0円) ●固定資産税額 無		65歳以上2人 ●世帯年間所得 国民年金76万円×2人 (課税標準額0円) ●固定資産税額 30,000円	
平成24年度 現行の 年税額	325,000円	平成24年度 現行の 年税額	16,500円	平成24年度 現行の 年税額	36,000円
平成25年度 改正後の 年税額	378,000円	平成25年度 改正後の 年税額	18,300円	平成25年度 改正後の 年税額	40,500円
税額の差	53,000円	税額の差	1,800円	税額の差	4,500円

問合せ先

●国保制度に関することは「町民保険課保険係」へ

☎ 282-1113

●税額の算定に関することは「税務課課税係」へ

☎ 282-1114

国民健康保険税の税率が上がります

平成二十五年度から御船町国民健康保険税の税率が改正されました。
御船町の国民健康保険(国保)特別会計は、加入者の高齢化などにより医療費が伸び続けており、国保税だけでは財源が足りず、一般会計からの支援(法定外繰入金)を受けて運営している状況です。
このままでは、福祉や教育、土木、農林業など一般会計が本来行うべき行政サービスにも影響を及ぼすおそれがあることから、今回、約十六年ぶりの税率改正となりました。
今回の改正で約五千万円の国保税の増収を図りますが、それでも一般会計の支援に依存する状況は続く見通しで、医療費の抑制が大きな課題となっています。
現在、町の主要施策である「健康いきいき御船町」に取り組んでおり、住民の皆さまの健康増進を図りながら、医療費削減につなげたいと考えています。
六月中旬に「国民健康保険税納税通知書」を国保加入世帯の世帯主様宛てにお届けします。税の算定内容を御確認ください。
このたびは、厳しい経済状況のなかでの保険税値上げとなりご負担をおかけしますが、皆さまの御理解と御協力をよろしくお願いします。

御船町の国民健康保険税率(新旧対照表)

		平成24年度 (改定前)	平成25年度 (改定後)	
			対前年度比	
医療保険分	所得割	5.40%	6.50%	1.10%
	資産割	25.00%	30.00%	5.00%
	均等割	16,000円	20,000円	4,000円
	平等割	20,000円	22,000円	2,000円
	限度額	510,000円	510,000円	据え置き
後期高齢者 支援金分	所得割	2.80%	2.80%	据え置き
	資産割	15.00%	15.00%	据え置き
	均等割	9,000円	9,000円	据え置き
	平等割	10,000円	10,000円	据え置き
	限度額	140,000円	140,000円	据え置き
介護納付金分	所得割	0.80%	1.30%	0.50%
	資産割	8.00%	10.00%	2.00%
	均等割	6,000円	7,000円	1,000円
	平等割	3,000円	4,000円	1,000円
	限度額	120,000円	120,000円	据え置き

◎「均等割」は、一人あたりの税額
◎「平等割」は、一世帯あたりの税額
◎「資産割」は、当年度の固定資産税額にかかる税率
◎「所得割」は、前年分の所得にかかる税率